諮問庁:法務大臣

諮問日:平成29年4月27日(平成29年(行情)諮問第162号) 答申日:平成29年7月12日(平成29年度(行情)答申第152号) 事件名:特定の損害賠償請求事件に係る訴状等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書8(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月30日付け法務省訟民 第252号により法務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が 行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分を取り 消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

ア 事件番号のうちの年、損害賠償請求額及び貼用印紙額が開示された としても、個人の権利利益を害するおそれはないから、法5条1号に 該当しない。

イ 公務員の氏名は職務の遂行に係る情報であるから、法 5 条 1 号ただ し書ハに該当する。

また、裁判官の経歴は慣行として公にされている情報であるから、 法5条1号ただし書イに該当する。

ウ その余の不開示部分は争わない。

(2) 意見書

諮問庁の理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

- ア 本件不開示情報 1 (「事件番号」に係る情報。以下同じ。)及び本件不開示情報 2 (「損害賠償請求額」及び「貼用印紙額」に係る情報。以下同じ。)は法 5 条 1 号に該当しないこと等
- (ア)最高裁は、審査請求人に対し、特定年月日A,「偶発債務(係争中の訴訟等)集計表(平成23年度)」を開示するに際し、事件番号、終局日等だけが個人識別情報に該当すると判断した(甲12の1及び2)。

また、最高裁は、審査請求人に対し、特定年月日B、「偶発債務 (係争中の訴訟等)集計表(平成26年度)」を開示するに際し、 事件番号等だけが個人識別情報に該当すると判断した(甲13の1 及び2)。

そのため、訴額等の訴訟の規模をうかがい知ることができる情報 は不開示情報に該当しないから、損害賠償請求額及び貼用印紙額は 法5条1号に該当しない。

- (イ)事件番号のうちの年号部分は、訴状その他の書類の日付だけでなく、法務大臣、法務省訟務局の局付その他の職員の氏名によっても 判明するから、法5条1号イに該当する。
- (ウ)よって、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は法5条1号に 該当しない。
- (エ)仮に事件番号のうちの年号部分が法5条1号イに該当しない場合 であっても、個人識別性がないから、法6条2項に基づき部分開示 すべきである。
- イ 本件不開示情報 3 (「公務員の氏名」及び「裁判官の経歴」に係る 情報。以下同じ。) は法 5 条 1 号に該当しないこと
 - (ア) 法 5 条 1 号の文言からすれば、法 5 条 1 号ただし書イないしいに該当する場合、個人の権利利益を害するおそれがある場合であっても、法 5 条 1 号を理由に不開示とすることはできない。

そして、本件対象文書における「公務員の氏名」は、特定日 C 特定時の別件訴訟の弁論準備期日における訴訟指揮を行った裁判官の氏名である点で職務の遂行に係る情報そのものであるから、法 5 条 1 号ただし書ハに該当する。

仮に法 5 条 1 号ただし書ハに該当しない場合であっても、本件対象文書で開示された部分は、別件訴訟の担当裁判官の権利利益を 害するおそれがあるとはいえない。

そのため、本件件対象文書における「公務員の氏名」は法5条1号に該当しない。

- (イ)本件対象文書における「裁判官の経歴」は法5条1号ただし書イ に該当する以上、法5条1号に該当しない。
- (ウ)よって、本件不開示情報3は法5条1号に該当しない。
- 第3 諮問庁の説明の要旨
 - 1 意見の趣旨 審査請求に係る原処分は正当である。
 - 2 意見の理由
 - (1) 本件開示請求の内容及び原処分並びに審査請求の趣旨について

- ア 本件開示請求は、「特定年月日の弁論準備手続期日における特定 裁判所特定支部の裁判官の発言に関して、特定弁護士会所属の弁護 士が国に対して提起した損害賠償請求訴訟に関する、争訟事件の係 属通知(甲号証を除く添付書類を含む。)」との内容により請求さ れたものであるが、当該事件の概要から、本件開示請求に係る対象 事件を「特定裁判所特定事件番号特定事件」と特定し、本件開示請 求書による請求文書として、本件事件の係属通知文書である以下の ①から⑧までの文書(添付書類を含む。なお、「甲号証を除く」と あることから書証は除く。)(計20枚)(本件対象文書)を特定 した。
 - ① 平成〇年〇月〇日付け法務省訟民第〇号「争訟事件の係属について(通知)」
 - ② 訴状
 - ③ 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状
 - ④ 封筒写し
 - ⑤ 郵便送達報告書
 - ⑥ 訴状訂正申立書
 - ⑦ 自庁処理申立書
 - ⑧ 証拠説明書
- イ この開示請求に対し、処分庁は、以下のとおり決定した。
- (ア)本件対象文書中、事件番号、損害賠償請求額及び貼用印紙額が記載されており、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められないため、不開示とした。
- (イ)本件対象文書中、公務員の氏名及び経歴が記載されており、公に することにより、当該職員が非違行為を行った、あるいはその疑い が濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員とし ての資質に疑いを持たれるおそれがあり、当該職員個人の権利利益 を害するおそれがあるものであるため、法 5 条 1 号本文に該当し、 同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない ことから、不開示とした。
- ウ この開示決定に対する審査請求の趣旨は、法 5 条 1 号を理由として 一部不開示としたことは不当であるとして、その部分の開示を求めて いるものと解される。

審査請求の理由を要約すると、以下のとおりである。

- (ア) 法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした情報のうち、「事件番号のうちの年」、「損害賠償請求額」及び「貼用印紙額」は、開示されたとしても、個人の権利利益を害するおそれはないから、法 5 条 1 号に該当しないので、開示すべきである。
- (イ) 法5条1号に該当するとして不開示とした情報のうち、「公務員 の氏名」は、職務の遂行に係る情報であるから、法5条1号ただし 書ハに該当するので、開示すべきである。
- (ウ) 法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした情報のうち、「裁判官 の経歴」は、慣行として公にされている情報であるから、法 5 条 1 号ただし書イに該当するので、開示すべきである。
- エ 本件審査請求において、開示すべきとしている情報は、法 5 条 1 号 に該当するとして当該情報を不開示(一部開示)とした「事件番号の うちの年」、「損害賠償請求額」、「貼用印紙額」、「公務員の氏 名」及び「裁判官の経歴」である。
- (2)本件不開示情報1及び本件不開示情報2が法5条1号に該当すること 審査請求人は、上記(1)ウ(ア)のとおり、法5条1号に該当する として不開示とした情報のうち、「事件番号のうちの年」は、「開示さ れたとしても、個人の権利利益を害するおそれはない。」旨主張する。

しかしながら、事件番号のうちの年号部分は、判決書に記載された情報と一体をなす個人識別情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものに該当し、法5条1号ただし書イからハまでのいずれかに該当する事情も認められないことから、当該部分を不開示とした原処分を維持することが適当である(参考答申:平成19年度(行情)答申第540号)。

また、「損害賠償請求額」及び「貼用印紙額」は、訴訟の規模をうかがい知ることのできる個人の機微に触れる情報であり、訴訟物の価額が定まっている場合を除き、個人識別情報を除いて公にした場合でも、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、法5条1号に該当する(参考答申:平成23年度(行情)答申第223号)。

(3) 本件不開示情報3が法5条1号に該当すること

審査請求人は、上記(1)ウ(イ)のとおり、法5条1号に該当するとして不開示とした情報のうち、「公務員の氏名」は、職務の遂行に係る情報であるから、法5条1号ただし書ハに該当するので、開示すべきと主張する。

「公務員の氏名」については、「各行政機関における公務員の氏名の 取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合 せ。以下「本件申合せ」という。)により、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされており、特段の支障が生ずるおそれがある場合とは、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合とされているところである。

そこで、本件について検討すると、当該職員の氏名を公にした場合、 既に開示された部分により当該職員が非違行為を行った、あるいはその 疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認され、好奇の目にさらされる とともに、公務員としての資質に疑いを持たれ、ひぼう中傷を受けるお それがあることから、当該職員個人の権利利益を害するおそれがあると 考えられ、本件申合せに定める特段の支障の生ずるおそれがある場合に 該当する(参考答申:平成21年度(行情)答申第192号)。

また、審査請求人は、上記第3の2(1)ウ(ウ)のとおり、法5条1号に該当するとして不開示とした情報のうち、「裁判官の経歴」は、慣行として公にされている情報であるから、法5条1号ただし書イに該当するので、開示すべきと主張する。

しかしながら、本件については、既に開示された部分により当該裁判官が犯したおおよその非違内容が明らかになっている以上、更に当該裁判官の経歴を開示すれば、当該裁判官の氏名など特定の個人を識別することができることとなる記述部分を除いたとしても、当該裁判官の同僚、知人、関係者等にとっては、当該裁判官を特定することが可能となり、これまで知られていなかった非違に関する事実がこれらの者に明らかとなることにより、当該裁判官の権利利益が害されるおそれがある。したがって、「裁判官の経歴」についても、上記「公務員の氏名」と同様、本件申合せに定める特段の支障の生ずるおそれがある場合に該当する(参考答申:平成17年度(行情)答申第317号)。

3 結語

以上のとおり、本件審査請求に係る本件不開示情報は、法 5 条 1 号に 該当するものであり、原処分は正当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月27日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月19日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同年6月20日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年7月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定年月日の弁論準備手続期日における特定裁判所特定支部の裁判官の発言に関して、特定弁護士会所属の弁護士が国に対して提起した損害賠償請求訴訟(以下「本件事件」という。)に関する、争訟事件の係属通知(甲号証を除く添付書類を含む。)」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書8(本件対象文書)を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、事件番号のうちの年、 損害賠償請求額、貼用印紙額、公務員の氏名及び裁判官の経歴(以下「本 件不開示部分」という。)の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥 当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本 件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書は、特定の裁判に係る法務省訟務局長から特定裁判所長に対する争訟事件の係属についての通知及びその添付書類(書証を除く。)一式であると認められる。そのうち、本件不開示部分は、「事件番号のうちの年」(文書1ないし文書6)、「損害賠償請求額」、「貼用印紙額」及び「公務員の氏名」(文書2)並びに「裁判官の経歴」(文書2及び文書8)であると認められる。

以下、本件不開示部分ごとに検討する。

- (2)事件番号のうちの年(文書1ないし文書6)について
 - ア 本件対象文書(文書1ないし文書8)は、本件事件の係属通知文書であり、そこには、当該特定の個人(原告)の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たると認められる。
 - イ そこで、本件事件の事件番号について検討すると、本件事件は国家 賠償請求訴訟であるところ、国家賠償請求を含む民事訴訟事件の記録 は「何人も」閲覧請求をすることができるとされている(民事訴訟法 91条1項)ため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用 して本件事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録 に記載された訴訟提起者である原告個人を特定できることとなること から、当該事件番号は、特定の個人(原告)を識別することができる ものと認められる。
 - ウ 次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、訴訟記録については、民事訴訟法91条等の規定に基づく閲覧制度があるが、当該閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係

者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。そうすると、本件の事件番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当するものとは認められず、同号ただし書口及びハに該当する事情も存しない。

- エ さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、 審査請求人は、事件番号のうちの年部分の開示を求めるが、事件番号 は年も含めて一体の個人識別部分であると認められることから、部分 開示の余地はない。
- オ したがって、事件番号のうちの年部分は、法 5 条 1 号に該当し、不 開示とすることが妥当である。
- (3)損害賠償請求額及び貼用印紙額(文書2)について
 - ア 審査請求人が開示を求める損害賠償請求額についてみると、文書 2 の訴訟物の価額、損害賠償金額、慰謝料額及び弁護士費用の記載がこれに該当すると認められる。
 - イ 上記(2)アのとおり、文書2を含む本件対象文書は、当該特定の個人(原告)の氏名が記載されていることから、全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たると認められる。
 - ウ そこで、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、損害賠償請求額(訴訟物の価額、損害賠償金額、慰謝料額及び弁護士費用を含む。)及び貼用印紙額については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当するものとは認められず、同号ただし書口及びハに該当する事情も存しない。
 - エ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該情報は、一般に他人に知られることが忌避される訴訟の規模が明らかになる情報であることから、これを公にした場合、特定の個人(原告)の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示をすることはできない。
 - オ したがって、損害賠償請求額(訴訟物の価額、損害賠償金額、慰謝 料額及び弁護士費用を含む。)及び貼用印紙額は、法5条1号に該当 し、不開示とすることが妥当である。
- (4) 公務員(訴外裁判官)の氏名(文書2)及び裁判官(訴外裁判官)の 経歴(文書2及び文書8)について
 - ア 本件事件は、裁判官の行為について、国家賠償請求訴訟を提起され

たというものであるところ、標記の不開示部分は、文書2に記載されている当該裁判官である公務員(訴外裁判官)の氏名並びに文書2及び文書8に記載されているその経歴であると認められる。

- イ そうすると、当該公務員(訴外裁判官)の氏名及び経歴は、特定の個人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たると認められる。
- ウ そこで、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該裁判官は公務員であるところ、本件事案の中には当該裁判官の職務遂行中にされた不法行為を疑われる行為が含まれているとしても、当該裁判官の行為に基づき国家賠償請求訴訟を提起されたことに関する情報は、当該裁判官に分任された職務の遂行に係る情報とは認められず、本件申合せにいう「職務遂行に係る情報」に該当するとはいえないので、当該裁判官の氏名に本件申合せの適用はなく、その外、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事情も認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書口に該当する事情も認められない。また、当該情報は当該裁判官に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないから、同号ただし書いに該当するとは認められない。
- 工 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該 裁判官の氏名は、特定の個人を識別することができることとなる記述 等の部分であり、部分開示の余地はない。当該裁判官の経歴について も、当該裁判官が特定裁判所特定支部の裁判官であったことは、訴状 の中で既に開示されている部分の記載から推測することができ、また、 職員録(独立行政法人国立印刷局編)によると、特定支部の裁判官は ごく少ない人数であると認められることから、不開示となっている当 該裁判官の経歴につき、その一部でも公にした場合、他の情報と照合 することにより、当該裁判官の氏名が特定されるおそれがあることは 否定できず、当該裁判官が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃 厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資 質に疑いを持たれるおそれがあり、当該裁判官の権利利益が害される おそれがないとは認められないので、部分開示をすることはできない。
- オ したがって、公務員(訴外裁判官)の氏名及び経歴については、法 5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右 するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ

及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象文書)

- 文書1 平成29年1月10日付け法務省訟民第89号「争訟事件の係属 について(通知)」
- 文書 2 訴状
- 文書 3 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状
- 文書 4 封筒写し
- 文書 5 郵便送達報告書
- 文書 6 訴状訂正申立書
- 文書 7 自庁処理申立書
- 文書 8 証拠説明書